

岸部第一小学校 課外クラブに係る活動方針

令和5年4月1日

本方針は、スポーツ庁が策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン(平成30年3月)」に則り、「大阪府運動部活動の在り方に関する方針(平成30年9月)」を参考に策定した「吹田市課外クラブ・部活動の在り方に関する方針(平成30年12月)」に則り策定する。

1. 課外クラブの目的

学校教育の一環として行われる課外クラブを通して、知識・技術・競技力を向上させるだけでなく、望ましい人間関係を形成し、個性の伸長を図り、集団の一員として協力して、よりよいクラブづくりに参画しようとする自主的・実践的な態度を育てる。

2. 運営について

- (1) 年間の活動計画並びに毎月の活動計画を作成し、計画的な活動を行う。また、保護者にも提示し理解と協力を求める。
- (2) 顧問は複数で担当し、過度の負担が生じないようにすることが望ましい。

3. 休養日及び活動時間の設定について

- (1) 学期中は、週当たり2日以上休養日を設ける。平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日(以下「週末」という。)は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。
- (2) 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、児童が十分な休養を取ることができるとともに、課外クラブ以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間を設ける。
- (3) 学校の休業日に練習試合等で4時間以上の活動を行う場合は、児童の健康管理に十分配慮して休憩時間を適切に設定し、無理のないよう活動するとともに、その後に休養日を設けるなど、学校生活に支障のないよう配慮する。
- (4) 1日の活動時間は、長くとも平日では1時間半程度、学校の休業日(学期中の週末を含む。以下同じ。)は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。
- (5) 準備や片づけの時間は活動時間に含まない。
- (6) 朝練も活動時間に含むが、朝練を行う場合は、放課後の活動時間を短くするなど、児童の負担とならないよう工夫する。

4. 指導について

- (1) 課外クラブの指導に当たって、体罰は、いかなる理由があっても決して許されるものではない。
また、威圧的な言動等による指導によって、児童の自発性を損なうことの無いよう考慮して指導に当たること。
- (2) 適切な指導方法、コミュニケーションの充実等により、児童の意欲や自主的・自発的な活動を促す。

5. その他

- (1) 事故の未然防止のため、施設・設備の点検を定期的実施する。
- (2) 無理のない安全な活動メニューを心掛け、自主的に行うことを基本とする。
- (3) 大会参加や練習試合等については、日程等を十分に考慮し、過度な負担とならないようにする。
- (4) 試合や発表会等による移動方法は、徒歩・公共交通機関を基本とする。なお、自転車は禁止とする。